

官庁営繕部評価手法研究委員会

# 事業評価手法の改定案概要

---

# 1. 改定案の概要

## 背景及び課題

■ 令和元年8月に開催した第10回事業評価小委員会において、評価手法(B2)に対し、委員から以下意見が出され、対応を検討するもの。

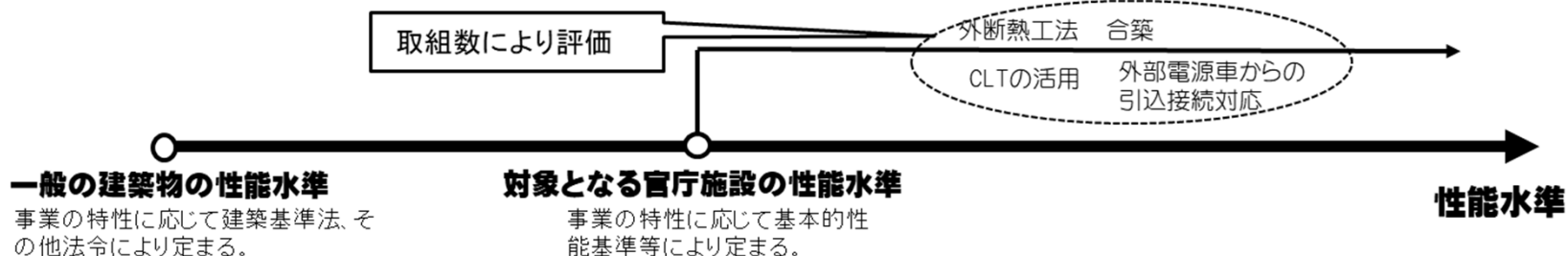
- (1) 防災が非常に大事な施設でB評価となっている。取組の数は少ないが、構造体等の性能は一般の建築物より高くなっているため、そこも示した方が良い。
- (2) 環境保全性基準を満たした上で、取組数で評価する方法はいつまで続けるのか。取組数ではなく、性能を定量的に評価できるものもあるのではないか。
- (3) 内装を木質化したらB、さらに自転車置き場を木造にただけでAになるが、自転車置き場は面積的に圧倒的に少ない。評価結果は相応しいものとなっているか。

## 評価の考え方

**<現 行> 官庁施設の性能水準に比して、それを上回る取組の数に応じて、A～Cで段階的評価**

**機能**: ある物が本来備えている働き。全体を構成する個々の部分が果たしている固有の役割。また、そうした働きをなすこと。【デジタル大辞泉(小学館)】

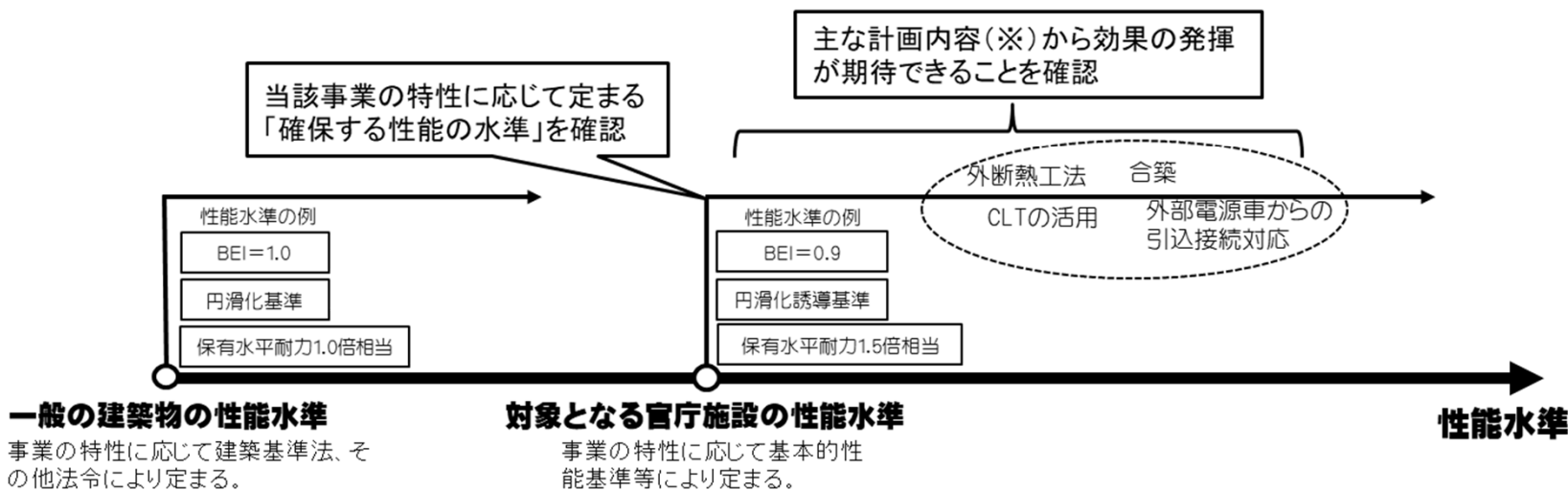
**性能**: 機械や道具の性質と能力。また、機械などが仕事をなしうる能力。【デジタル大辞泉(小学館)】



**<改 定> 一般の建築物の性能水準に比して、施策に基づき付加される機能を評価**

当該事業の特性に応じて定まる「確保する性能の水準」を確認。  
 主な計画内容(※)から効果の発揮が期待できることを確認。

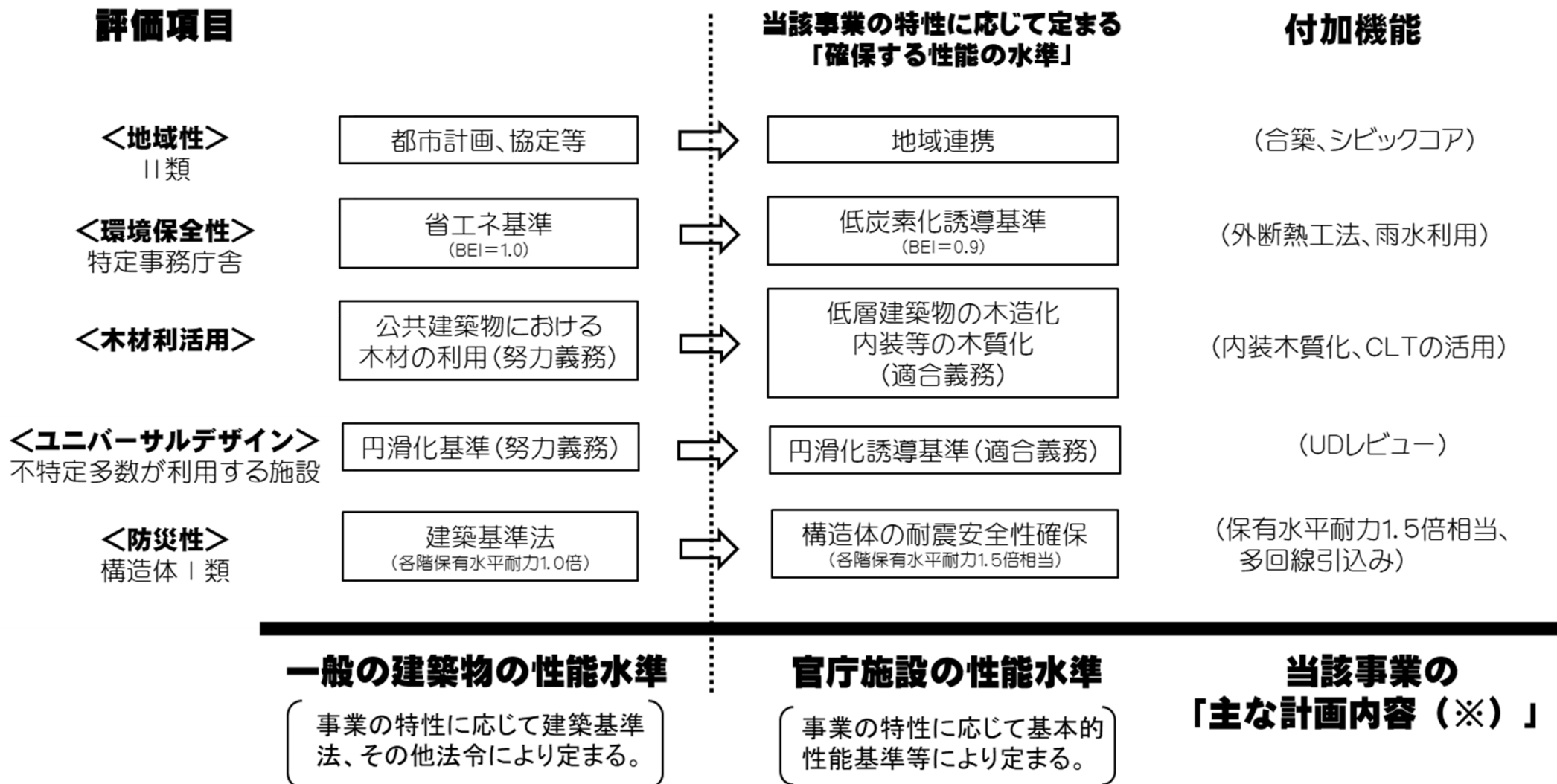
(※) 事後評価の場合は、主な取組内容とする。



# 2. 施策に基づく付加機能

## 事業の特性の例

- 一般的な市街地に計画
- 2,500㎡の事務所
- 不特定多数の利用者
- 災害応急対策を行う拠点となる室がある。



(※)事後評価の場合は、主な取組内容とする。